

裁判所公文方式規則

昭和22年9月19日最高裁判所規則第1号

改正 昭和23年12月28日最高裁判所規則第41号
昭和25年2月24日同第6号
昭和26年3月31日同第2号

裁判所公文方式規則を次のように定める。

裁判所公文方式規則

第一条 最高裁判所規則には、年月日を記入し、最高裁判所と記載し、なお、末尾に最高裁判所長官が署名する。

第二条 最高裁判所規則の公布は、官報を以てこれをする。

第三条 最高裁判所規則は、施行期日の定のある場合を除いて、公布の日から起算し二十日を経て、これを施行する。

第四条 前三条の規定は、下級裁判所が、憲法第七十七条第三項の規定により最高裁判所の委任を受けて規則を定める場合にこれを準用する。

前項の規則には、最高裁判所の委任に基いて定める旨を明かにしなければならない。

第五条 下級裁判所の裁判官の補職、支部に勤務する裁判官の指名、簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の指名、判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）第一条の規定による判事の職務を行う判事補の指名、下級裁判所事務処理規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十六号）第四条第五項の規定による部の事務を総括する裁判官の指名及び下級裁判所の裁判官の報酬の辞令書には、年月日を記入し、最高裁判所と記載する。

（昭二五最裁規六・全改）

附則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

附則（昭和二三年一二月二八日最高裁判所規則第四一号）

この規則は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附則（昭和二五年二月二四日最高裁判所規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和二六年三月三一日最高裁判所規則第二号）

この規則は、昭和二十六年四月一日から施行する。